

永平寺町会計管理者の事務の代理に関する規則を次のように公布する。

令和6年2月2日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第3号

永平寺町会計管理者の事務の代理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第170条第3項の規定による会計管理者の事務の代理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務を代理させる場合)

第2条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 会計管理者が出張、休暇又は欠勤等の事由により別に指定する期間引き続いてその事務を行うことができないと認められる場合

(2) 会計管理者が休職又は停職を命ぜられた場合

(3) 前2号に規定するもののほか、別に指定する場合

(事務を代理する者及びその順序)

第3条 前条に規定する場合に会計管理者の事務を代理する職員及びその順序は、次のとおりとする。

第1順位 会計課上席の出納員

第2順位 第1順位を除く出納員

2 前項の第1順位又は第2順位の出納員は、職員のうちから永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)に規定する職務の級、給料の号給、出納員としての在職期間等を勘案して町長が指定するものとする。

(事務の代理に係る事項の明示)

第4条 前条第1項に規定する会計管理者の事務を代理する職員は、会計管理者の事務を代理するときは、代理の開始及び終了の年月日並びにその取り扱った事務の範囲を関係帳簿において明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定は、会計管理者の事務を代理している間に、その事務を代理する職員に異動があった場合について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。